

口座をひらく方も、口座をお持ちの方も

# マイナンバーの届出にご協力ください

マイナンバーキャラクター  
マイナちゃん



JAバンク

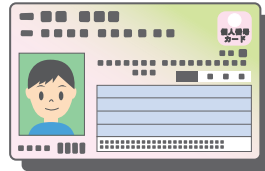
内閣府

個人情報保護委員会

個人のお客さま

## マイナンバーを届出いただく際に必要となる書類

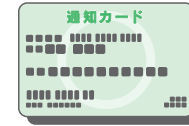
マイナンバーカード



もしくは

通知カード

住民票の写し  
(マイナンバーあり)

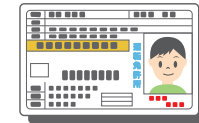


または



+

運転免許証などの本人確認書類<sup>※1</sup>



※1 顔写真付きのもの(運転免許証、パスポートや在留カードなど)であれば1点、顔写真なしのもの(健康保険証、住民票や年金手帳など)であれば2点

法人のお客さま

## 法人番号を届出いただく際に必要となる書類

国税庁 法人番号公表サイトの法人情報画面を印刷したもの



または

法人番号 指定通知書



+

登記事項証明書などの法人確認書類<sup>※2</sup>



※2 商業・法人登記簿謄本や印鑑証明など。不要な場合もあるので、詳しくはお取引のあるJAにお問い合わせください。

マイナンバーが分からない場合、どうしたらいいの？

マイナンバーは、2015年10月より市区町村から簡易書留で郵送されている通知カードに記載されています。お手許に通知カードがない場合は、各自治体にご相談ください。なお、住民票でもマイナンバーを確認できます。





## 不正な勧誘や 個人情報の取得に ご注意ください!



JA職員が、お客さまのマイナンバー管理不備などを指摘して、  
金銭を要求することはありません。

### 実際に被害に遭った事例

**事例 1** 市役所の職員を名のる者が訪問し、「市役所から来た。マイナンバーカードにお金が掛かる」などと言われ、マイナンバーカードの登録手数料名目にお金をだまし取られた。

**事例 2** サラリーマン風の男が訪問し、「マイナンバーの封筒が来ていますか」「手続には相当時間がかかるから代行します」「代行の手数料としてお金が必要」と言われ、マイナンバー手続代行手数料の名目でお金をだまし取られた。

不審な電話などがありましたら

☎ 消費者ホットライン  
(局番なし 188番)

☎ 警察相談専用電話  
(局番なし #9110番)

またはお取引のあるJAにお電話ください。

### マイナンバー制度について詳しくはこちら

#### ● ホームページ

<http://www.cao.go.jp/bangouseido/>

マイナンバー

検索



#### ● マイナンバー総合フリーダイヤル

☎ **0120-95-0178** (無料)

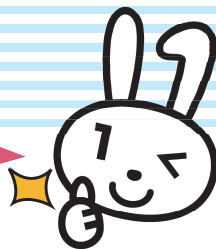
JAとお取引に係るご質問については、  
お取引のあるJAにお問い合わせください。



JAは、法令にもとづき、マイナンバーを厳格に管理します。

# Q

# & A



## Q1

### なんでJAにマイナンバーを 届け出る必要があるの?

法令により、JAには、**預貯金口座をマイナンバーと紐付けて管理する義務**が課せられています。このため、JAからお客さまに対し、マイナンバーの届出のご協力をお願いしています。



## Q2

### JAはどんなことに マイナンバーを使うの?

JAが万が一破たんしたときに**預貯金の円滑な払い戻し**を行うために利用したり、これまでも行われてきた**行政機関などの税務調査や生活保護などの資産調査への回答**を行うために利用します。



## Q3

### マイナンバーを届け出ると 行政機関などに資産を 知られてしまうの?

マイナンバーの届出をきっかけに、JAが行政機関などに**預貯金残高などをお知らせすることはありません。**



マイナンバーは国民の一人ひとりに割り当てられ、  
社会保障・税・災害対策の行政手続で、利用されます。

## Q4

### 預貯金口座をひらく時に マイナンバーを届け出ないと いけないの?

後日のお届けでも構いません。

ただし、マル優・マル特のお取引やNISA口座、  
特定口座の開設、投資信託のお取引などは、  
マイナンバーがないとお取引できない場合があります。  
詳しくは、お取引のあるJAにお問い合わせください。



## Q5

### すでにJAにマイナンバーを 届け出ているけど、 改めて届け出る必要があるの?

投資信託などのお取引でマイナンバーを届出した  
ただいたお客さまであれば、**改めてマイナンバーをお届けいただく必要はありません\***。  
ただし、以下のお取引については、改めてマイ  
ナンバーの届出をお願いすることがあります。  
・投資信託などの住所変更  
・法人定期貯金 など



※ JAが法令にもとづいて、マイナンバーを預貯金にも利用できるよう  
利用目的を変更するため、基本的に、再度の届出は不要です。